

○那覇市消防手数料条例

平成12年3月31日

条例第34号

改正 平成17年6月29日条例第33号

平成20年10月2日条例第35号

平成22年9月30日条例第24号

平成24年3月27日条例第17号

平成25年3月29日条例第25号

平成26年3月27日条例第16号

平成27年3月24日条例第9号

平成30年3月26日条例第19号

平成30年12月28日条例第64号

令和元年7月4日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、次に掲げる手数料について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号)及び那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)に定める危険物の貯蔵及び取扱いに関する手数料
- (2) 消防用設備等の送水試験に関する手数料
- (3) 消防法施行令(昭和36年政令第37号)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)及び那覇市火災予防条例に定める消防局長が開催する防火管理等の講習に関する手数料

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、消防法、消防法施行令、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。)、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)に定めるところによるものとする。

(徴収)

第3条 手数料は、申請又は申込みの際に徴収する。

2 既に納めた手数料は、還付しない。

(手数料)

第4条 第1条第1号に掲げる手数料を納付すべき者、区分及び手数料の額は、別表第1のとおりとする。

2 第1条第2号に掲げる手数料を納付すべき者、区分及び手数料の額は、別表第2のとおりとする。

3 第1条第3号に掲げる手数料を納付すべき者、区分及び手数料の額は、別表第3のとおりとする。

(手数料の減免)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第3項に定める手数料(手数料に教材費用

を含む場合にあっては、当該教材費用に相当する額を除く。)を免除することができる。

- (1) 本市の職員が、公務上の必要により防火管理等の講習を受講する場合で、当該職員の属する機関から手数料免除の申請があったとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、施行について必要な事項は、消防局長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成6年政令第214号)附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所について消防法第11条第1項後段の規定による変更の許可を受けようとする場合の別表(3)の項の適用については、同政令附則第7項第1号又は第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、同項第1号又は第2号に定める日(同項第1号又は第2号括弧書に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が、同政令附則第2項第1号に規定する新基準に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日)までの間は、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所を特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなす。ただし、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を同号に規定する新基準に適合させるため、当該変更の許可を受けようとする場合にあつては、この限りでない。
- 3 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号)附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所について消防法第11条第1項後段の規定による変更の許可を受けようとする場合の別表(3)の項の適用については、同政令附則第2項各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日(同項第1号括弧書に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が、同項に規定する新基準に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日)までの間は、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所を特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなす。ただし、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を同項に規定する新基準に適合させるため、当該変更の許可を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

付 則(平成17年6月29日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年10月2日条例第35号抄)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年9月30日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

付 則(平成24年3月27日条例第17号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月29日条例第25号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月27日条例第16号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月24日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例中、第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の別表第2の規定は、平成28年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成30年3月26日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成30年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成30年12月28日条例第64号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和元年7月4日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
(1)	消防法第10条第1項ただし書の規定による仮に	5,400円

	貯蔵し、又は取り扱う場合の承認を受けようとする者					
(2)	消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	製造所	指定数量の倍数が10以下のもの	3万9,000円		
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	5万2,000円		
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	6万6,000円		
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	7万7,000円		
			指定数量の倍数が200を超えるもの	9万2,000円		
		貯蔵所	屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	2万円	
				指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	2万6,000円	
				指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	3万9,000円	
				指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	5万2,000円	
				指定数量の倍数が200を超えるもの	6万6,000円	
		特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	特定屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	2万円	
				指定数量の倍数が100を超え1万以下のもの	2万6,000円	
				指定数量の倍数が1万を超えるもの	3万9,000円	
			準特定屋外タンク貯蔵所	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		57万円
				特定屋外タンク貯蔵	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	88万円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以	107万円			

		所(浮き	上1万キロリットル未満のもの	
		屋根を	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上	120万円
		有する	5万キロリットル未満のもの	
		特定屋	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上	152万円
		外貯蔵	10万キロリットル未満のもの	
		タンク	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以	178万円
		のうち	上20万キロリットル未満のもの	
		危険物	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以	407万円
		の規制	上30万キロリットル未満のもの	
		に關す	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以	534万円
		る規則	上40万キロリットル未満のもの	
		第20条	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以	649万円
		の4第2	上のもの	
		項第3号		
		に定め		
		る構造		
		を有し		
		なければ		
		なら		
		ないも		
		の、浮き		
		蓋付き		
		の特定		
		屋外貯		
		蔵タン		
		クのう		
		ち同規		
		則第22		
		条の2第		
		1号ハに		
		定める		
		構造を		
		有しな		
		ければ		

		ならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	
	浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しななければならないもの及	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	118万円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	141万円
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	159万円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	195万円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	227万円
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	455万円
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	582万円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	707万円

	び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所	
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	593万円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	747万円
	危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	1,090万円
	屋内タンク貯蔵所	2万6,000円
地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	2万6,000円
	指定数量の倍数が100を超えるもの	3万9,000円
	簡易タンク貯蔵所	1万3,000円
	移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所及び危険物政令第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く。)	2万6,000円
	積載式移動タンク貯蔵所又は危険物政令第15条第3項	3万9,000円

		の移動タンク貯蔵所	
		屋外貯蔵所	1万3,000円
	取扱所	給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)	5万2,000円
		屋内給油取扱所	6万6,000円
		第1種販売取扱所	2万6,000円
		第2種販売取扱所	3万3,000円
	移送取扱所	危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。)が15キロメートル以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)	2万1,000円
		危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	8万7,000円
		危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	8万7,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに2万2,000円を加えた額
	一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	3万9,000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	5万2,000円
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	6万6,000円
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	7万7,000円
		指定数量の倍数が200を超えるもの	9万2,000円
(3)	消防法第11条第1項後段の規定によ		(2)の区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵

	<p>る変更の許可を受けようとする者</p>		<p>所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)にあつては屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤(地中タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備(当該定置設備の地盤を含む。))の変更以外の変更の場合又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更の場合には、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、(2)の区分)に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額</p>
(4)	<p>消防法第11条第5項の規</p>	<p>設置の完成検査</p>	<p>(2)の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特</p>

	定による完成検査を受けようとする者			定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、(2)の区分。以下この項において同じ。)に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
		変更の完成検査		(2)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の1の額
(5)	消防法第11条第5項ただし書の規定による仮使用の承認を受けようとする者			5,400円
(6)	消防法第11条の2第1項の規定による設置の許可に係る完成検査前検査を受けようとする者	水張検査	容量1万リットル以下のタンク	6,000円
			容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク	1万1,000円
			容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク	1万5,000円
		容量200万リットルを超えるタンク	1万5,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額	
		水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円

	容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク	1万1,000円
	容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク	1万5,000円
	容量2万リットルを超えるタンク	1万5,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	42万円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	56万円
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	73万円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	96万円
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	109万円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	166万円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	190万円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	212万円
	溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

		ク貯蔵所	
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	68万円
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	103万円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	141万円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	178万円
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	343万円
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	419万円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	480万円
	岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	932万円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,260万円
		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1,730万円
(7)	消防法第11条の2第1項の規定による変更の許可に係る完成検査前検	水張検査	(6)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額
		水圧検査	(6)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

	査を受けようとする者	基礎・地盤検査	(6)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額	
		溶接部検査	(6)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額	
		岩盤タンク検査	(6)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額	
(8)	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査を受けようとする者	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	32万円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	46万円
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	75万円
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	102万円
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	130万円
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	315万円
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	387万円
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	446万円
			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上60万キロリットル未満のもの	483万円
		岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	269万円
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	323万円
			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上60万キロリットル未満のもの	483万円
	移送取扱所	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメー	7万円	

			トル以上15キロメートル以下の移送取扱所	
			危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所	7万円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに1万7,000円を加えた額
(9)	那覇市火災予防条例第63条の規定による検査を受けようとする者	水張検査		6,000円
		水圧検査	タンクの容量が600リットル以下のもの	6,000円
			タンクの容量が600リットルを超え1万リットル以下のもの	1万1,000円

別表第2(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額 (1棟当たり)
送水試験を受けようとする者	連結散水設備	4万4,000円
	連結送水管	4万4,000円

別表第3(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額 (1人当たり)
市内の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの	甲種防火管理新規講習	1,500円
	甲種防火管理再講習	1,000円
	乙種防火管理講習	1,000円
又は市外の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの	防災管理新規講習	1,500円
	防災管理再講習	1,000円
	甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習	2,500円
	甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習	1,500円
	防火・防災教育担当者講習	1,500円
	自衛消防業務新規講習	1万5,000円
	自衛消防業務再講習	1万3,000円
市内の事業所に勤務する者	甲種防火管理新規講習	2,000円

務する者で市外に 住所を有するもの	甲種防火管理再講習	1,500円
	乙種防火管理講習	1,500円
	防災管理新規講習	2,000円
	防災管理再講習	1,500円
	甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習	3,000円
	甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習	2,000円
	防火・防災教育担当者講習	2,000円
	自衛消防業務新規講習	1万7,000円
	自衛消防業務再講習	1万5,000円
市外の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	防火・防災教育担当者講習	2,500円
	自衛消防業務新規講習	2万2,000円
	自衛消防業務再講習	1万9,000円
講習修了証の再交付又は書換えの申請		1件 600円